

平成27年 2 月

平成27年度施政方針
と
予算議案・議案の概要

いちき串木野市

I. 施政方針

はじめに

本日ここに、平成27年第1回いちき串木野市議会定例会の開会に当たり、市政に対する所信を表明するとともに、予算議案の概要及び議案の概要について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

昨年7月にオープンした「薩摩藩英国留学生記念館」では、県内外から予測を大幅に上回る4万人超の来場者に観覧いただき、大変好評を得ております。今年は渡欧150周年という節目の年にあたることから、各種のイベント等を通じて一層の誘客に取り組むとともに、食の拠点エリアにおいて4月にオープン予定の串木野市漁協のレストランに続き、民設民営による特産品直売所整備の支援や新たな総合観光案内所の設置を進め、更なる経済効果を高めていきたいと考えております。

また、3月に開幕する選抜高等学校野球大会では、本市の神村学園高等部の2年連続5回目の出場が決定いたしました。選手の皆さんには日頃培った力を如何なく発揮されて、果敢に挑戦する姿で多くの市民、そして全国に感動を与えてくれるものと期待しております。

さて、我が国経済をみますと、緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引上げに伴う反動減などから個人消費等に弱さが見られ、その効果が地方にまで波及している実感が得られていない状況にあります。

国は、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするため、緊急経済対策を取りまとめたところであり、今後速やかで実効性ある施策の展開を期待するところであります。

また、国においては、「まち・ひと・しごと創生法」を成立させ、地方公共団体にも「総合戦略」の策定を求めるなど、日本全体で総力を挙

げた人口減少と地域経済縮小の克服へ向けた取組が始まろうとしており、本市においても、最重要課題として、いかにして人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持・発展させていくのかが問われております。

これまでも「定住環境」・「交流」をキーワードと捉え、諸施策に取り組んでおりますが、とりわけ市内経済の活性化は雇用の確保、若者の定住化、子どもを産み育てる環境のためにも重要なテーマであり、国や県の地方創生の取組と歩調を合わせつつ、あらゆる分野から検討を行い、スピード感をもって取り組んでいきたいと考えております。

今年は、いちき串木野市が誕生して10年目を迎える節目の年であります。これまで築き上げた成果を新たな10年へつなげ、次の一步を踏み出すため、私自身、市民の皆様とともに常に未来に思いを馳せながら、市民と共に輝くまちにむけて、全力で取り組んでいく決意であります。

それでは、平成27年度に展開する主要な施策について、総合計画の4つの基本方針の項目ごとに御説明申し上げます。

1. 住民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』

(1) コミュニティー

自治基本条例の趣旨にのっとり、地域にとって真に必要なサービスを地域自らが選択・創造・享受できる、市民が主役のまちづくりを実現するため「共生・協働のまちづくり」を進めてまいります。

各地区のまちづくり協議会では、課題解決や将来像の実現のための取組をまとめた「地区まちづくり計画」に基づく各種事業が実施されるなど取組が進みつつあり、運営や計画策定及び事業に対する補助制度の充実や地区担当職員の配置、また地域づくり研修の開催など、住民満足度の高い地域社会を目指し、積極的に支援してまいります。

(2) 行財政

行政改革については、これまで集中改革プランに基づき着実な成果を上げてきておりますが、少子高齢化や過疎化が進む中、今後、財政状況は地方交付税の合併特例措置の終了による歳入減等も加わり、より一層厳しい局面を迎えることとなります。

平成27年度は、第二次行政改革大綱の最終年度となることから、平成28年度から32年度を計画期間とする次期計画づくりを進めてまいります。

納税者でありサービスの受け手でもある市民視点と、健全で持続可能な行政経営体としての双方の観点を踏まえながら、コストの縮減と効率的な行政運営に向けた改革項目の重点化を図ってまいります。

また、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施するため、施設の老朽化や利用状況、人口の見込みや財政状況等を分析し、全ての施設に関する公共施設等総合管理計画の策定を進めてまいります。

平成27年度から運用される社会保障・税番号制度では、システム改修等の準備を進め、市民サービスの向上に努めてまいります。

2. 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

(1) 生活環境

ごみ処理については、引き続き最終処分場の建設工事を進め、最新技術を駆使した安心・安全な施設を目指して整備してまいります。

水道事業については、上水道事業で川上ポンプ場や大菌配水池の施設整備等を、簡易水道事業で市来の中央地区において牛ノ江・外戸の配水池整備等を実施し、安定した供給に努めてまいります。

下水道事業については、合併処理浄化槽の更なる設置促進を図るため重点整備期間として上乗せ補助を継続し、公共下水道事業では、施設等

が供用開始から20年以上経過し老朽化が進んでいるため、長寿命化実施設計や耐震診断を実施してまいります。

防災については、これまで防災行政無線戸別受信機の再整備等を行い、平素からの備えを進めてまいりました。東日本大震災や近年相次ぐ集中豪雨等の自然災害を教訓として、自主防災組織の育成、活性化を図るため、自助・共助による自発的な防災活動を推進するとともに、総合防災訓練等を通じて防災・減災対策の推進に努めてまいります。

原子力防災では、住民避難計画について国や県と連携を図りながら避難経路・避難所を含め不断の見直しを行い、実効性を高めてまいります。

また、要援護者等のための屋内退避施設の放射線防護対策の強化については、羽島交流センターにおいて施設整備を行うとともに、他の施設についても引き続き国に要請を続けてまいります。

消防については、平成28年度の供用開始を目標として消防・救急無線活動波のデジタル化整備を進めるほか、消防ポンプ自動車の更新など施設の充実を図ってまいります。

救急業務では、救急救命士の養成や気管挿管の資格取得により救命率の向上に努め、総合的な救急救助体制の向上を図ってまいります。

また、消防救急体制の充実を図るため、分遣所のあり方も含めて引き続き検討をしてまいります。

消費者行政については、複雑・巧妙化する問題への適切な対応に努め、持続的に出前講座、広報紙等を活用した啓発活動や無料相談会などに取り組んでまいります。

(2) 保健医療福祉

乳幼児から高齢者まで、みんなが健康で元気に暮らすことのできる地域社会を実現するための施策を総合的に進めてまいります。

少子化対策については、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートとなります。「子ども・子育て支援事業計画」に沿って、妊娠・出産、育児、そして次代を担う子どもの育成まで切れ目ない支援を行うという視点に立ち施策を展開してまいります。

母子保健事業では、不妊治療費の助成や妊婦健康診査、未熟児養育の医療給付などの支援を行ってまいります。

育児では、未来の宝子育て支援金制度のほか、子ども医療費の助成について引き続き中学3年生までを無料とするなど負担の軽減を図るとともに、多様化するニーズに対応して教育・保育の質の向上を図るため、認定子ども園の整備などの支援を実施してまいります。

また、市民の健康管理の一環として、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種や前立腺がん検診・腹部超音波健診の助成を実施し、感染予防や疾病の早期発見・費用の負担軽減を図ってまいります。

高齢者福祉については、2025年度を見据えた地域包括ケアシステムの構築に取り組むこととしており、その一環として要支援の方々の新たな総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への移行により、介護状態への進行を防ぐとともに、高齢者の方々が住み慣れた自宅や地域において保健・医療・福祉の総合的なサービスが一体的に受けられるよう施策の充実を図ってまいります。

障がい者福祉については、自立した生活の支援や社会参加を促進するためサービスが適切かつ円滑に行われるよう取り組むとともに、障がい者等基幹相談支援センターにおいて、障がいの種別等に対応することができる総合的及び専門的な相談支援を行ってまいります。

生活困窮者対策については、4月からの新たな支援制度に基づき、地域における自立・就労等を支援するため、生活困窮者自立相談支援員等を設置するなど包括的な相談支援を行ってまいります。

(3) 教育文化

学校教育については、いちき串木野市教育「3 アップ作戦」に基づき、児童生徒に「確かな学力」を身に付けさせ、「豊かな心」と「健やかな体」を育むとともに、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進してまいります。

そのため、英語のまちの推進、スクールソーシャルワーカーや特別支援教育支援員等の配置、児童生徒用図書等の充実を図るとともに、9月から第2土曜日で土曜授業を実施するなど、将来を担う「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」を進めてまいります。

学校施設整備については、串木野西中学校、市来中学校校舎の耐震化及び大規模改造工事を行い、平成27年度末に耐震化率100%を達成するとともに、串木野中学校屋内運動場の吊天井改修等を行い、安全で快適な教育環境の整備・充実に努めてまいります。

また、平成27年度からの新たな教育委員会制度に基づき「総合教育会議」を設置するとともに、学校規模適正化なども含め諸課題に取り組んでまいります。

県立串木野高等学校については、高校の振興と存続に寄与することを目的として平成26年度から積極的な支援策を展開しております。

平成27年度は、入学準備経費及び部活動応援の補助額を増額するとともに、通学補助金を追加するなど支援の強化を図ってまいります。

社会教育については、子ども会や婦人団体などとの連携を深め、青少年の健全育成を目的に市民総ぐるみのあいさつ運動を展開いたします。

さらに、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの取組として、家庭教育支援事業や学校支援事業を推進してまいります。

文化の振興については、文化祭や自主文化事業により市民の文化意識

の高揚を図るほか、平成27年度は「第30回国民文化祭」において、本市で「シンポジウム金山の歴史」、「薩摩藩英国留学生フェスティバル」、「国民文化祭inいちき串木野 食の祭典」の3事業を開催し、全国への情報発信に努めてまいります。

また、郷土理解と愛郷心の醸成を図るため、郷土史料集を発刊するとともに、地域の宝である伝統芸能の保存・伝承をさらに支援してまいります。

スポーツの充実については、「マイライフ・マイスポーツ運動」のもと生涯スポーツ社会の実現に努め、B & G海洋センターの大規模修繕など、快適なスポーツ環境の整備を図りながら、市民の健康の維持・増進を促進し、スポーツ人口の拡大や競技力の向上を図ってまいります。

また、平成32年に開催される第75回国民体育大会においては、総合体育館がバレーボール及びバスケットボールの競技会場として選定されました。開催に向けた準備を着実に進めるとともに、総合運動公園やパークゴルフ場等の体育施設の活用により、各種競技大会や県内外からのスポーツ合宿の誘致を推進し、交流人口の拡大を図ってまいります。

3. 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』

食のまちづくりの推進については、産業、健康福祉、教育、観光交流、環境並びに食の安心安全の各分野で、市民や団体、事業所等と連携し、横断的かつ積極的な取組を行うこととし、地場産品の販売促進のほか、^{イートで}E A T de健康メニューの開発支援、特産品直売所と観光農園等との連携及び食育の充実により、交流人口の拡大と第一次から第三次までの産業の振興に努めてまいります。

水産業の振興については、沿岸漁業対策で、新たに漁業収入安定対策

事業を創設し、不漁や魚価安の時も安心して漁業が出来るように漁獲共済への加入や漁船の船底清掃作業等の省エネ活動を支援してまいります。

また、藻場・干潟保全活動や人工魚礁の設置、追跡調査の実施のほか、市単独で魚類種苗放流と藻場環境推進事業を実施し、水産資源の維持・増大を図ってまいります。

遠洋まぐろ漁業では、関係機関と連携してまぐろ漁船母港基地化や「薩州串木野まぐろプロジェクト」の支援によりブランド化の推進に取り組むとともに、「串木野まぐろフェスティバル」の支援やスタンプラリーの開催など、魚食普及とまぐろのまちのPRに一層努めてまいります。

農業振興については、国において「農林水産業・地域の活力創造プラン」により、新たな農業・農村政策の転換を図っております。

農地流動化では、農地中間管理機構と連携を図り、農地情報の把握や調査、配分計画案の策定等を行い、農地の有効利用の継続や経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を推進してまいります。

また、経営所得安定対策での米の直接支払交付金の見直しや米政策では加工用米などの作付拡大を促すため、産地交付金の拡充が図られており、本市でも地場産焼酎麴用米の作付推進と普及を図り、地元酒造メーカーとの連携による地産地消に取り組んでまいります。

農業基盤整備事業では、川南地区ほ場整備事業を進めるとともに、新たに県単農業・農村活性化推進施設整備事業の導入により大里平ノ木場地区へのため池築造を実施いたします。

また担い手の確保対策として青年就農給付金事業、新規就農者支援事業、地域農業マスタープラン作成事業等に取り組むとともに、本市の農林水産業の所得向上のため、6次産業化や製造業等との連携の取組を支援してまいります。

さらに、グリーン・ツーリズム協議会の活動を積極的に支援し、交流人口増による農村・漁村地域の活性化を進めてまいります。

林業振興では、引き続き地域活動を支援し、森林整備地域活動支援交付金事業等を活用した間伐事業の推進と森林整備の促進を図るとともに、林道舟川野下線の改良事業等を進めてまいります。

商工振興については、市内商工業育成のため、空き店舗の活用に対する補助を実施するほか、通り会等が企画・運営するイベント開催や「まちなかサロン」の活用、いちき串木野商工会議所、市来商工会等が実施する事業への支援を行ってまいります。

観光振興については、薩摩藩英国留学生渡欧150周年という節目に、記念館の特別企画展や留学生の功績をたどる中高生国内派遣事業など、年間を通じた記念イベント等を開催し、教育旅行の誘致等、記念館を活用した誘客活動を進めるとともに、留学生にスポットをあてたNHK大河ドラマの誘致活動など、県や関係機関と連携して取り組んでまいります。

また、鹿児島いちき串木野観光物産センターを中心に、観光特産品協会等とも連携を図りながら、観光周遊バスの運行やメディアやインターネットを活用した情報発信に取り組んでまいります。

国民宿舎については、引き続き施設のあり方を検討し、方向性を見出していきたいと考えております。

企業誘致については、西薩中核工業団地の未分譲地を買い入れ、10年間無償で企業に貸与する制度を創設するとともに、企業誘致補助金の充実を図り、積極的に雇用の創出に努めてまいりました。

この新制度を活用し、濱田酒造株式会社、プリマハム株式会社鹿児島工場などが工場の増設に取り組んでいただいたところであります。

引き続き誘致活動や既存企業への支援に取り組み、産業の振興と地域

の雇用機会の拡大に努めてまいります。

また、新たにまぐろ運搬船を活用した本市特産品の試験輸送の実施やシンガポールでの見本市への参加を通じ、海外販路の開拓や串木野新港の利用促進に向けた取組を進めてまいります。

4. 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』

社会情勢の変化に対応する新たな都市ビジョンとして、地域の課題に対応した整備方針等を定めるとともに、実情にあった都市計画道路網の見直しを行うこととしております。

麓土地区画整理事業については、平成29年度の工事完了を目指し着実な進捗を図ってまいります。

市道整備については、都心平江線、海瀬坂下線、別府上名線、草良線、松比良線等の地域間ネットワーク道路や払山線、中向線等の生活道路改良のほか、市街地内の改良・維持工事を重点的に行い、通学路の安全対策を進めるなど市民生活の基盤としての環境整備に努めてまいります。

公共交通については、市来駅で駅前広場の整備に引き続き、駅構内のバリアフリー化を進め、利便性の向上を図ってまいります。

住宅対策については、公営住宅でウッドタウン住宅の建設とともに、老朽化が著しい浜西住宅について長寿命化計画に基づく建替を計画し、用地の調査設計等を進めてまいります。

また、民間住宅に対しては、市内の施工業者を利用したリフォームへの補助を継続し、長寿命化や住宅の質の向上とともに地域経済の活性化や雇用の安定を図ってまいります。

以上、市政運営に当たり私の所信の一端と平成27年度の施策の概要に

ついて申し上げました。

冒頭に申し上げたとおり、今年は本市が誕生して10年目を迎える節目の年であり、記念式典はもとより市民憲章や市民歌の制定などの記念事業を展開し、一層の市民の一体感と活力を高め、次のステップへの足掛かりにしたいと考えております。

現在は混沌とした社会情勢の中、選択や判断が難しいといわれる時代ではありますが、次のステップへは最初の一步を踏み出さなければ動き出しません。

150年前の幕末の混乱期、薩摩藩英国留学生は激動する日本の将来を憂い、身命を賭してこの地から渡英し、未来の扉を開きました。

私もこの21世紀に再び、世界に拓かれた躍動するわがまちを創造するという気概をもって一步を踏み出したいという思いであり、3万市民の皆様の期待に応えるため、職員は勿論、市民の皆様一人ひとりの力、地域の力、さらには民間の力を結集し、進取果敢に市政運営に取り組む覚悟でございます。

議員各位並びに市民の皆様のお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

Ⅱ 予算議案の概要

次に、予算議案の概要について、説明を申し上げます。

国の平成 27 年度地方財政計画においては、子育て支援をはじめとする社会保障の充実や地方創生のための財源等を上乘せし、前年度水準を上回る額が確保されたところであります。

しかしながら地方交付税において、別枠加算が前年度同様一部減額され、更に、臨時財政対策債が大幅な減額となっております。

本市はこれまでも、行財政改革に取り組みながら、持続可能な行財政運営に努めてきておりますが、今後更に、将来都市像である「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現に向け、各種施策を計画的に進めていかなければなりません。

平成 27 年度の本市当初予算は、企業誘致や地場産業の振興、定住人口・交流人口の拡大、地域活性化につながる各種施策に取り組むほか、合併特例債等を活用し、市民の皆様の身近な要望に応えるとともに、将来を見据えた社会基盤整備や公共施設の老朽化対策を推進することとしております。

歳入面では、消費税増税に伴う地方消費税交付金の増が見込まれるものの、評価替等に伴う固定資産税やたばこ税などの市税が大幅に減少することが見込まれております。

一方、歳出面では、普通建設事業等が減少するものの、扶助費や補助費等の増加に対応し、財政調整基金等から多額の基金繰入れを行い予算編成したところであります。

地方交付税の合併特例措置が本年度で終了することから、今後これまでに以上に厳しい財政状況が予想され、従来にも増して国県の動向を見極め、地方財政措置に適切に対応しながら、効率的で持続可能な財政運営

に努めてまいり所存であります。

それでは、会計ごとに予算議案の概要を説明申し上げます。

(1) 一般会計

平成 27 年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 154 億 2,900 万円で、対前年度 0.2%の増であります。

性質別に前年度と比較しますと、義務的経費のうち人件費は 0.7%、扶助費は私立保育所運営費及び児童発達支援給付費等の増により 6.2%、公債費は 4.2%、それぞれ増となっております。

消費的経費のうち物件費は 3.7%、補助費等は企業誘致促進及び育成補助金、国民文化祭負担金等により 29.5%、それぞれ増となっております。

積立金は、合併まちづくり基金積立の終了に伴い 84.9%の大幅な減となっており、繰出金は 0.5%の増であります。

投資的経費のうち普通建設事業費は 12.1%の減で、これは社会福祉施設整備事業補助金や中学校耐震補強等事業などが増になったものの、最終処分場建設事業、市来駅周辺整備事業及び消防・救急無線デジタル化整備事業などの減によるものであります。

次に、歳入の主なるものについて説明を申し上げます。

市税は固定資産税及びたばこ税の減を見込み、対前年度 3.2%の減であります。

地方消費税交付金は消費税増税により 35.9%の増であります。

地方交付税は、普通交付税の減を見込み 0.1%の減で、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税額は、2.2%の減を見込んでおります。

国庫支出金は 7.1%の増で、中学校耐震補強等事業に係る学校施設環

境改善交付金等の増によるものであります。

県支出金は 29.3%の増で、認定子ども園整備に係る安心こども基金総合対策事業費等の増によるものであります。

繰入金は 0.5%の減で、財政調整基金から 6 億 1,700 万円、市債管理基金から 1 億円を繰り入れ、平成 27 年度末の基金残高は、財政調整基金で 9 億 8,589 万 5 千円、市債管理基金で 14 億 8,594 万円を見込んでおります。

市債は 17.7%の減で、主に緊急・防災減災事業債等の減によるものであります。なお、平成 27 年度末の市債残高は、218 億 5,240 万 2 千円を見込んでおります。

第 2 条地方債で、起債の目的及び限度額等を定め、第 3 条で、一時借入金の最高限度額を 15 億円と定め、第 4 条で、歳出予算の流用の範囲を定めております。

以上で、一般会計の説明を終わります。

(2) 特別会計

①簡易水道事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 1,183 万 8 千円で、対前年度 1.3%の減であります。

歳出の主なるものは、簡易水道事業費で中央地区基幹改良事業に係る牛ノ江・外戸配水池築造事業や羽島小ヶ倉水源地改修事業等であります。

②国民健康保険特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 51 億 9,661 万 6 千円で、対前年度 13.2%の増であります。

これは主に国民健康保険法の一部改正に伴う保険財政共同安定化事業拠出金の大幅増によるものであります。

なお、平成 27 年度末の国民健康保険基金残高は 6,465 万 7 千円を見込んでおります。

③公共下水道事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 390 万 7 千円で、対前年度 4.7%の増であります。

歳出の主なるものは、公共下水道整備費で新港地区及び西塩田町地区汚水枝線管渠築造工事や処理場の長寿命化実施設計及び耐震化診断業務委託料などであります。

④地方卸売市場事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 1,058 万 2 千円で、対前年度 0.2%の増であります。

⑤介護保険特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 35 億 6,763 万 4 千円で、対前年度 2.6%の減であります。

これは主に地域支援事業費で介護予防・生活支援総合サービス事業費が増になるものの、保険給付費で居宅介護や施設介護に係る介護サービス等諸費などの減によるものであります。

⑥国民宿舎特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 5,872 万 1 千円で、対前年度 7.5%の減であります。

歳出の主なるものは、国民宿舎事業費でさのさ荘の給湯用ボイラー取替、温泉施設事業費で温泉センターの券売機取替等であります。

⑦戸崎地区漁業集落排水事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 1,572 万 7 千円で、対前年度 0.2%の減であります。

⑧療育事業特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 2,159 万 7 千円で、対前年度 1.0%の増であります。

⑨後期高齢者医療特別会計

本年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 990 万 4 千円で、前年度とほぼ同額であります。

(3)水道事業会計

本年度の業務予定量は、給水戸数 8,296 戸、年間総給水量 298 万トン进行予定しております。

本年度の主な事業は、第 6 次拡張事業として、川上ポンプ場及び大藪配水池などの整備を進めるほか、道路改良に合わせた配水管布設替工事等を実施してまいります。

収益的収支の予定額は、収入 4 億 2,903 万 8 千円、支出 4 億 2,884 万 3 千円としております。

資本的収支の予定額は、収入 1 億 5,338 万 1 千円、支出は、第 6 次拡張事業等 3 億 3,730 万円であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額 1 億 8,391 万 9 千円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金をもって補てんすることとしております。

Ⅲ. 議案の概要

次に、議案について説明を申し上げます。

議案第 3 号いちき串木野市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の一部改正に伴い、新たに行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定を定めるため改正しようとするものであります。

議案第 4 号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

障がい者等基幹相談支援センター相談員等の報酬単価の見直し等に伴い、改正しようとするものであります。

議案第 5 号いちき串木野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告による国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じ、本市一般職の職員の給料表等を改正しようとするものであります。

議案第 6 号いちき串木野市消防長及び消防署長の資格に関する条例の制定についてであります。

地域主権改革一括法の施行による消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の職に必要な資格を定めようとするものであります。

議案第 7 号いちき串木野市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を専門的知見から審議し、いじめ防止等の対策を実効的に行ういじめ問題対策委員会を設置しようとする

るものであります。

議案第 8 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正に伴い、教育長の職が常勤の特別職に位置付けられたことに伴い、関係条文の整備をしようとするものであります。

議案第 9 号いちき串木野市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

保育需要の増加に伴い、いちき串木野市立生福保育所の受託定員を 60 人から 90 人に変更するほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

議案第 10 号いちき串木野市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定に基づき、平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度における保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業を利用した際の利用者負担額を定めるほか、旧条例を廃止しようとするものであります。

議案第 11 号いちき串木野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法第 87 条の規定に基づく過料に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第 12 号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成 27 年度から平成 29 年度までの介護保険料率を介護保険法施行令

(平成 10 年政令第 412 号)等の一部改正に伴う第 1 号被保険者の保険料率の算定に関する基準の見直しに基づき、改正しようとするものであります。改正の主な内容は、基準額となる第 5 段階の介護保険料を年額 7 万 1,900 円とするとともに、保険料の区分を国の基準に合わせてこれまでの 7 段階から 9 段階に細分化するものであります。

議案第 13 号いちき串木野市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 14 号いちき串木野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号いちき串木野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号いちき串木野市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について、議案第 17 号いちき串木野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてであります。

以上、議案第 13 号から議案第 17 号までは、地域主権改革一括法の施行による介護保険法（平成 9 年法律 123 号）等の一部改正に伴い、関係条例を制定しようとするものであります。

議案第 18 号いちき串木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の規定に基づき、いちき串木野市立幼稚園の保育料等を定めるため、改正しようとするものであります。

議案 19 号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定に

ついてであります。

ウッドタウン1棟2戸の完成に伴い、改正しようとするものであります。

議案第20号いちき串木野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

自治基本条例（平成25年いちき串木野市条例第32号）の趣旨を踏まえ都市計画審議会委員のうち住民代表委員について公募による選任規定を追加しようとするものであります。

議案第21号いちき串木野市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

羽島地区簡易水道事業の認可変更に伴い、利用実績を踏まえた計画給水人口及び1日最大給水量に変更しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決してくださいようお願い申し上げます。